

◎新潟県告示第57号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

令和元年5月21日

新潟県知事 花 角 英 世

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		失効年月日
	氏名又は名称	住所又は 所在地	種 穂		苗 木		名 称	所在地	
			採 取	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以 外の苗 木育成			
600	山本 重樹	十日町市 桂戊183番地	○		○			十日町市 桂	令和元年5月7日